

令和元年度京都府サービス管理責任者等更新研修実施要領

1 目 的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法に基づく指定障害福祉サービス事業所等において、利用者のアセスメントや個別支援計画の作成、定期的なモニタリングといった一連のサービス提供プロセスにおいて必要な知識・技能を習得し、また、他のサービス提供職員に対する指導的役割を担うことができるサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者（以下「サービス管理責任者等」という。）の養成を目的として研修を実施します。

※注意《必ず御確認ください》

2019年4月1日から、サービス管理責任者等研修について、制度が改正されました。

平成18年度から平成30年度までにサービス管理責任者等研修を修了された方については、経過措置が設けられ、令和5（2023）年度までに本研修を受講することで、令和6（2024）年度からもサービス管理責任者として従事することができます（令和5年度までに更新研修を受講しなければ資格が失効します）。

詳細は別紙「サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修制度改正について」を御確認ください。

2 実施主体

京都府から委託を受けて社会福祉法人京都府社会福祉協議会が実施

3 開催日程・会場・受講定員

		開催日程	会場	受講定員
講義・演習	1コース	令和元年12月3日（火）	京都テルサ 西館1階 テルサホール	200名
	2コース	令和元年12月10日（火）		200名
	3コース	令和元年12月11日（水）		200名

※各コースの講義・演習内容は同じです。受講希望の日程をお選びください。

4 受講対象者

【サービス管理責任者】

平成30年度までにサービス管理責任者等研修及び相談支援従事者初任者研修（講義部分）を修了した者。

【児童発達支援管理責任者】

平成30年度までにサービス管理責任者等研修及び相談支援従事者初任者研修（講義部分）を修了した者。

●更新研修の受講にあたっては、下記の①又は②の実務要件を満たすことが必要となりますが、令和5（2023）年度までは経過措置期間が設けられ実務経験は不問となります。経過措置期間終了後は実務経験を満たす必要があります。

- ①過去5年間に通算2年以上のサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・管理者・相談支援専門員としての実務経験がある。
- ②現にサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・管理者・相談支援専門員として従事している。

※注意《必ず御確認ください》

- 平成 30 年度までにサービス管理責任者等研修を修了された方は、今後、1 回目の更新研修を修了した年度の翌年度を初年度とする 5 年度ごとの各年度末日までに、再度更新研修を受講することで、資格を更新することが出来ます。（参照：下記更新研修受講のイメージ）

【更新研修受講のイメージ】

更新研修1回目 修了年度	更新研修2回目	更新研修3回目	更新研修4回目
令和元年度	令和2年度～令和6年度	令和7年度～令和11年度	令和12年度～令和16年度
令和2年度	令和3年度～令和7年度	令和8年度～令和12年度	令和13年度～令和17年度
令和3年度	令和4年度～令和8年度	令和9年度～令和13年度	令和14年度～令和18年度
令和4年度	令和5年度～令和9年度	令和10年度～令和14年度	令和15年度～令和19年度
令和5年度	令和6年度～令和10年度	令和11年度～令和15年度	令和16年度～令和20年度

※平成 30 年度までにサービス管理責任者等研修を修了された方は、令和 5 年度までに 1 回目の更新研修を受講しなければ資格が失効します。

※年度とは、4 月 1 日～翌年の 3 月 31 日までの期間を指します。

5 研修カリキュラム

講義および演習（1 日間）

	内容	時間
講義	障害福祉施策及び児童福祉施策の最新の動向	60 分
演習	サービス提供事業所としての自己検証	90 分
演習	サービス管理責任者としての自己検証	120 分
演習	関係機関との連携	90 分

※カリキュラムは全コース共通です。

※研修時間は各コース共に午前 10 時から午後 17 時 10 分を予定しております。

詳細は受講決定通知でお知らせします。

※各コースにおける全科目・全時間の参加が必要です。一部でも参加が出来なくなった場合は以後の研修受講は認められません。また、資料代の返金もできません。

6 受講申込方法及び受講可否について

（1）受講申込方法

郵送により、次の書類を令和元年 9 月 6 日（金）《必着》までに「申込書提出先」へ御提出ください。

＜申込書提出先＞ ※郵送にて提出してください【令和元年 9 月 6 日（金）（必着）】

〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入ル清水町 375

社会福祉法人京都府社会福祉協議会 京都府福祉人材・研修センター宛

（TEL：075-252-6296）

※配達記録が残る郵送方法（簡易書留、特定記録郵便等）で御提出下さい。

申込書類及び作成部数

・令和元年度京都府サービス管理責任者等研修受講申込書

申込者毎に1通作成

申込にあたっての留意事項

- ・申込書の記載内容を参考に選考させていただきますので、申込書類には必ずすべての項目をもれなく記載してください。不備があると、受講できない場合があります。
- ・受講配慮を希望される場合は参加申込書に必ず記載のうえ申込ください。事前に記載がない場合は、受講に必要な配慮・対応ができない場合があります。
- ・申込多数の場合は、コースの希望に添えない場合や受講できない場合もありますので御了承ください。

※なお、申込書類はインターネット（WAMNET・ワムネット）にも掲載しますので、必要に応じダウンロードして御使用ください。

「ワムネット」トップページ (<http://www.wam.go.jp/>)

- 「特設サイト 都道府県からのお知らせ」をクリック（トップページ左下）
- 「ワムネット地方センター情報 京都」をクリック
- 「府からのお知らせ（障害福祉関連）」をクリック
- 「最新情報」のうち「令和元年度京都府サービス管理責任者等更新研修」をクリック

(2) 受講の可否について

- ・受講の可否については結果に関わらず、令和元年10月25日（金）までに所属事業所宛に御案内いたします。10月25日（金）を過ぎても受講可否の連絡が届かない場合は、至急、京都府福祉人材・研修センター研修課（TEL:075-252-6296）まで御連絡ください。

7 受講料（資料代）

1,000円

※受講決定通知に同封の払込取扱票により11月15日（金）までにお振り込みください。

なお、振込手数料は各自で御負担ください。

注）受講料を納入された後、受講されなかった場合でも、返金には応じられませんので予め御了承ください。

8 修了証書

- ・全カリキュラムの修了が認定された者には、研修最終日に京都府から修了証書が交付されます。
- ・修了証書には氏名及び生年月日を記入しますので、受講申込書は楷書で読みやすく記載してください。
- ・研修修了のためには全科目、全時間の出席が必要です。そのため、本研修の全ての科目、時間において欠席はもちろん原則として、早退、遅刻、長時間の途中離席がある場合は修了認定ができません。その他、主催者及び実施団体において受講態度が不良と判断した場合も併せて修了認定ができません。
- ・修了認定ができなくなった場合は、その時点以後の受講をお断りします。資料代の返金もできません。
- ・その他、研修実施団体において後日提示する課題の提出が指定する日時までに提出できない場合も修了の認定はできません。（課題の内容については後日、受講通知時にお知らせします。）

9 事前課題について

- ・受講決定時に予め示した事例について課題に取り組んでいただきます。詳しくは受講決定通知の際にお知らせします。指定する日時までに課題を提出できない場合は修了の認定ができません。
- ・また、演習は、作成した事前課題に基づいて実施いたしますので、当日、事前課題をお持ちいただけなかった場合には、演習に参加できないことがあります。

10 その他

- (1) 昼食について…昼食は各自御用意願います。
- (2) 荒天時の対応について
- ・台風等による悪天候が予測される場合の対応については、社会福祉法人京都府社会福祉協議会のホームページ (<http://www.kyoshakyo.or.jp/>) 内の「講座・研修・イベント情報」のページにおいて掲載いたします。
 - ・台風等の影響により主催者において研修が実施不可と判断した場合、後日主催者において指定する日に振り替えることがあります。
- (3) 個人情報の取り扱いについて
- 「参加申込書」に記載された個人情報は、当研修の適切かつ円滑な実施の目的のみに利用させていただきます

1 1 問い合わせ先

実施機関 (福) 京都府社会福祉協議会 京都府福祉人材・研修センター

(TEL : 075-252-6296)

主催者 京都府健康福祉部 障害者支援課 福祉サービス・障害児支援担当
(TEL：075-414-4596)

■会場地図

[illegible]